

令和7年 第2回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和7年 2月28日(金) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 7名
農地利用最適化推進委員 7名

農業委員

1番 橋口 昌央	2番 幸妻 正浩	3番 上野 光正
5番 松井 正一郎	6番 永友 薫	7番 坂元 洋子
会長 坂本 弘志		

農地利用最適化推進委員

1番 宮越 美秋	2番 久保田 伸博	3番 山本 浩司
5番 小原 拓也	6番 赤澤 克俊	7番 坂本 幸
8番 加藤 重利		

4. 議事日程

- | | |
|-----|---|
| 第1 | 議事録署名委員及び会議書記の指名 |
| 第2 | 会期の決定(別記のとおり) |
| 第3 | 諸報告 |
| 第4 | 議案第6号 農地移動適正化あっせん事業について |
| 第5 | 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 第6 | 議案第8号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について |
| 第7 | 議案第9号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の取消について |
| 第8 | 議案第10号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について |
| 第9 | 議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について |
| 第10 | 議案第12号 農地の賃借料情報提供について |

- | | | |
|----------|-----------|--------------|
| 5. 事務局職員 | 事務局長 杉 英樹 | 事務局長補佐 小澤 宏之 |
| | 係長 金城 朋子 | 主査 大嶋 昌子 |
| | | (開会14時00分) |

[事務局]

それでは時間になりましたので、会議の進行を坂本会長、よろしくお願いいたしますします。

[議長]

それでは、定刻になりましたので、会議の進行をさせていただきます。

ただいまから、令和7年第2回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日は、農業委員は7名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は7名が出席です。

本日は、高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。

議案討論の際に申しあげますので、よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、2番幸妻正浩委員、5番松井正一郎委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり、本日2月28日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい、事務局でございます。2ページを御覧ください。

まず2月の業務報告について、でございます。

6日に「宮崎県農業会議の巡回」が行われております。

12日に「農地買入協議（特例事業）」関係を行っております。

17日に「市町村農業委員会事務局長会議」が開催されております。

20日に「高鍋町新農業振興対策協議会 農政部会」いわゆる青地の編入とか、除外に関する会議が開催されております。

2月の総会関係ですけど、20日に現地調査を行いまして、本日28日が総会となっております。

続きまして、3月の業務計画になります。

3日、来週の月曜日から17日まで「高鍋町議会の定例会」が開催されます。一般質問等も出ております。

4日に「高鍋町みどり推進会議の総会」が開催されます。

21日に「西都児湯管内農委会長・事務局長合同会議」が開催されます。

3月の総会関係は、21日が現地調査で、28日が総会となっておりますので、よろしくお願いいたします。

業務報告及び計画は以上です。

3ページを御覧ください。

県進達経過報告を申し上げます。

1月28日、農業委員会総会の承認分です。

農地法第5条の、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの自動車修理工場の件と、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの建売住宅建築（2棟）の件は、2月13日付で許可となっております。以上です。

4ページをお開きください。

「農地法第3条の3（相続等による権利移動）の届出について」は

1 番 所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 990 m² ほか6筆 計4,780 m²
所有者 〇〇〇〇
届出人 〇〇〇〇

2 番 所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 623 m² ほか8筆 計7,420 m²
所有者 〇〇〇〇
届出人 〇〇〇〇

どちらも相続による所有権移転の2件となっております。

1 番につきましては、議案第11号に関連しております。御確認ください。

6 ページをお開きください。

「農地法第18条の規定による通知について」です。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 ほか2筆
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 ほか2筆
貸付人 〇〇〇〇
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田
貸付人 〇〇〇〇
借受人 〇〇〇〇

4 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 ほか4筆
貸付人 〇〇〇〇
借受人 〇〇〇〇

5 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番* 畑 ほか4筆
貸付人 〇〇〇〇
借受人 〇〇〇〇

6 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番* 田
貸付人 〇〇〇〇
借受人 〇〇〇〇

7 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番** 田 ほか5筆
貸付人 〇〇〇〇
借受人 〇〇〇〇

8 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番* 田
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

9 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番* 田
貸付人 〇〇〇〇
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

続きまして、11ページになります。

「農業経営基盤強化促進法による使用貸借契約の合意解約届出書について」
です。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番*** 畑 ほか1筆
貸付人 〇〇〇〇
借受人 〇〇〇〇

以上です。

[議長]

ただいまの報告、2ページから11ページについて、御意見、御質問はござ
いませんか。

それでは質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号４、議案第６号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領９のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、１２ページをお開きください。

議案第６号「農地移動適正化あっせん事業について」です。

１番 令和７年１月２４日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○*****番＊

畑 ２，０７０㎡

２番 令和７年１月２８日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○*****番＊

畑 １，５７０㎡ ほか２筆

３番 令和７年２月１８日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○*****番＊

畑 ２，０１７㎡ ほか１筆

申し出のそれぞれの地図について、１３ページから２３ページに記載しております。

以上、この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1 番 売渡し申し出 担当委員 3 番 山本 浩司 推進委員
順番委員 2 番 久保田伸博 推進委員

2 番 売渡し申し出 担当委員 8 番 加藤 重利 推進委員
順番委員 7 番 坂本 幸 推進委員

3 番の案件につきましては、農地の所在が、別々の推進委員の担当区域になることから、順番委員ではなく担当推進委員を 2 名、指名いたします。

3 番 売渡し申し出 担当委員 3 番 山本 浩司 推進委員
担当委員 1 番 宮越 美秋 推進委員

よろしく申し上げます。

日程番号 5、議案第 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、24 ページをお開きください。

議案第 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。

1 番 その他の使用収益権

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 3, 383 m² ほか 2 筆 計 6, 422 m²

渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

受け人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

2 番。

[2番]

では、説明いたします。

先ほど説明がありましたように、機構を通して分割払の売買が成立した案件で、今回、〇〇〇〇さんが、私と上野委員が担当になっております。

今回、私の分だけを説明させていただきますが、一番下に書いてあります大字〇〇〇〇2，202㎡です。この分について説明いたしますが、分割払いの1年9か月後の設定になっております。

場所につきましては、〇〇と〇〇集落のちょうど中間地点で、山の下にため池がございますが、その下でございました。

この前、現地調査を行った折には、〇〇〇〇さんが麦を作付けされておりました。以上でございます。

[議長]

推進委員から補足することがありましたらお願いします。

推進委員6番。

[推進委員6番]

はい。何も付け加えることはありません。以上です。

[議長]

それでは、3番お願いします。

[3番]

それでは、〇〇の****番*と****番*、について説明をいたします。

先ほど幸妻委員からお話があったように、〇〇〇〇が僕の担当は2人ですが、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんから公社を介しての、その他の使用収益権ということでございます。

28ページを見ていただきますと、場所が、〇〇〇〇さんが同じ〇〇地区の〇〇〇〇さん****番*と、同じく〇〇の〇〇〇〇さん****番*から、それぞれ1筆ずつ公社の特例事業で購入予定で、分割払いタイプを利用するため今回の申請となっております。

先月の〇〇〇〇さんと同じ案件です。

今回の総会で同時にあげる予定で、議案第7号で3条、議案第10号で強化法の流れとなっております。

場所は、〇〇の東側100mぐらいで、28ページのとおりになります。

真ん中の****番*については、〇〇〇〇名義で、それぞれに耕運がされておりました。

売買金額は、10a当たり〇〇〇〇円ということです。

****番*と****番*は、すでに1枚となっております。以上で説明を終わります。

〔議長〕

担当推進委員から補足することがありましたらお願いします。

推進委員2番。

〔推進委員2番〕

はい、2番。別に付け加えることはございません。以上です。

〔議長〕

事務局から補足することがありましたらお願いします。

〔事務局〕

はい、30ページをお開きください。

農地法第3条調査書を付けております。

農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられます。以上です。

〔議長〕

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

[1 番]

はい。

[議長]

はい、1 番。

[1 番]

今回、その他の使用収益権ということで、初めて目にしたものですから、所有権とは違ってこれは、分割で1年9か月、公社に払う期間を設定するものでしょうか。

[事務局]

はい。

[1 番]

分かりました。

[議長]

そのほか質問はないでしょうか。

それでは、質問がないようですので採決いたします。

本件、原案のとおり許可することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2 番 所有権移転 有償

所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 1, 9 5 0 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当委員より御説明をお願いいたします。

〔議長〕

3 番。

〔3 番〕

はい、32 ページを見ていただきますと、申請地があると思うのですが、先ほどの〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの説明をした所と同じ地区なのですが、〇〇〇〇さんが〇〇ですが、〇〇〇〇さんの農地を、規模拡大のために購入されるということで、価格は10a 当たり〇〇〇〇円となっております。

場所は、32 ページと33 ページを見ていただくと、〇〇を県道〇〇線から突っ切る道路があるのですが、そこを突っ切って〇〇に行く農道の脇にあり、ここも耕運がきれいにされておりました。以上で説明を終わります。

〔議長〕

推進委員から補足することがありましたらお願いします。

推進委員2 番。

〔推進委員2 番〕

2 番。何も付け加えることはございません。以上です。

〔議長〕

事務局から補足することがありましたらお願いします。

〔事務局〕

はい、34 ページをお開きください。

農地法第3 条調査書を付けております。

農地法第3 条第2 項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり許可することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり許可することに決定しました。

3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

3 番 所有権移転 有償

所在 大字〇〇字〇〇***番*

田 1, 0 2 7 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

はい。私が担当になりますので、この場から説明させていただきます。

それでは、3 番の案件について説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、有償による所有権移転です。

3 6 ページを御覧ください。

申請地は、〇〇にあります。〇〇から北へ約 6 0 m 行ったところにあります。赤の斜線で囲ったところです。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんに、農地を買ってもらえないかと相談があり、〇〇〇〇さんが規模拡大のために農地の集約を考えており、話がまとまったとのことでした。

〇〇〇〇さんは、その農地の両側一体を耕作されている、大規模稲作農家です。

〇〇〇〇さんは認定農業者で、水稻と白菜などを栽培されております。

面積は 1, 0 2 7 m²で、総額〇〇〇〇円です。御審議をお願いします。

推進委員から補足することがありましたらお願いします。

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい、1 番。坂本会長の説明に、何ら付け加えることはございません。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい、38 ページをお開きください。

農地法第 3 条調査書を付けております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので採決いたします。

本件、原案のとおり許可することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

4 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

4 番 所有権移転 無償

所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 755㎡ ほか6筆 計7,380㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

はい。私が担当になりますので、この場から説明させていただきます。

それでは、4番の案件について説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、贈与による所有権移転です。

40ページを御覧ください。

申請地は、〇〇地区にあります10号線沿いの〇〇から、東へ約100m行ったところにあります。赤い斜線で囲まれた7筆の田と畑です。

この農地は、〇〇〇〇さんのお父さんが、水稻などを栽培されていましたが、昨年亡くなられて、これから作付けも管理もできないと、思案されておりました。

〇〇〇〇さんは公務員で、農業をされないとのことで、農地を処分したいと考えていたところ、〇〇〇〇さんが引き受けてくれるとのことで、話がまとまったとのことです。

この農地は傾斜地で、作付けしなければすぐに耕作放棄となり荒れてしまうということで、そうならないためにも無償でいいですとのことで、話がまとまったとのことです。

〇〇〇〇さんは、認定農業者で〇〇を栽培されております。

ここには、大根を栽培されるとのことです。御審議お願いします。

推進委員から補足することがありましたらお願いします。

推進委員1番。

[推進委員 1 番]

はい、1 番。坂本会長の説明に、付け加えることはございません。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

[3 番]

はい。

[議長]

はい、どうぞ。

[3 番]

これは無償贈与なのですよね。

[議長]

はい。

[3 番]

税金はどうなるのですか。

[事務局]

一応確認をしてくださいと言って、本人たちが了承の上でされているので、問題はないかと思います。

[3 番]

例えば〇〇〇〇円で売るとかではなくても、贈与税の方が安いのですよね。

[事務局]

金額が、一般的な価格の一定基準以下で売買をすると、みなし課税ということで、所得で課税をしますのです、それよりか贈与税の方が安いと思います。

[3 番]

かかることはかかるのですね。

[事務局]

かかる可能性があるので、本人たちに税務署と相談をしてくださいと、話しています。

そこで贈与税が掛かっても、有償でというところを考えれば、こっちの方がメリットがあるということを、お互いが話をされたようです。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい、42ページをお開きください。

農地法第3条調査書を付けております。

農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

そのほか、何か質問等はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり許可することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

5 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

5 番 所有権移転 無償

所在 大字〇〇字〇〇*****番

畑 3, 7 4 9 m² ほか2筆 計5, 1 6 9 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5 番。

[5 番]

はい。5 番、説明します。

第3条による所有権移転の案件です。

申請地は、44ページを見てもらうと2か所ありまして、まず右下の赤い斜線、こちら10号線の〇〇踏切を渡りまして、〇〇方面に300mほど戻ったところに、右手にハウスが見えますが、そこの前の農道を海岸の方へ向かった、どん突きのところにあります。

地形は46ページを見てもらうと、この2枚は田ということで、大きい方は、もう既にロータリーが耕運されておりました。

反対側の小さい面積の方ですが、前の敷地の一部ということで、残りの白地の部分は、果樹か何かを植えた灌水装置の跡がそのまま放置してありました。

次に左手のもう1か所、44ページの左手のところを見てもらうと、〇〇脇の坂を上がりまして、〇〇の前を通って、〇〇を通り過ぎて、最初の脇道を〇〇方面に向かった、どん突きの場所に位置しております。

ここも既に、きれいにロータリー耕運されておまして、すぐ作付けできるような状況になっております。

渡し人の〇〇〇〇さんと、受け人、〇〇〇〇さんは親子関係にありまして、規模拡大のための親子間の所有権移転ということで、さしたる問題はなかろうと思います。以上、御審議をお願いします。

[議長]

推進委員から補足することがありましたらお願いします。

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。松井委員の説明に、何ら付け加えることはありません。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい、47 ページをお開きください。

農地法第 3 条調査書を付けております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり許可することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、原案のとおり許可することに決定いたしました。

日程番号 6、議案第 8 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、事務局です。48 ページをお開きください。

議案第 8 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書承認について」

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇***番*

登記地目 田 現況 雑種地 1 5 4 m²

申請人 〇〇〇〇

転用目的は、露天駐車場です。

担当の委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

2 番。

[2 番]

はい、説明いたします。

この案件は、〇〇〇〇さんが露天駐車場にしたいという案件でございます。

場所は、5 0 ページをお開きください。

横に見ますと、斜めに大きい道が〇〇通りでございます。〇〇通りの〇〇のまだ手前の方に、〇〇という〇〇があると思うのですが、その真横に位置するところでございます。

ここはこの前、現地調査に行った折には既に盛土がされて、砂利が入った土が敷かれておりました。

それは、始末書が添付されておまして、その内容を話させていただくと、申請地は、昭和59年1月28日、土地改良事業により換地された土地ということでございます。

その時に地目は田ということでございますが、今、雑種地扱いになっておりますが、多分その工事中に出た残土を入れたのではないかということで、耕作できるような土地ではありませんということで、〇〇〇〇さんは知らなかったということでございまして、そういう内容の始末書が添付されております。

現地を見たところ、東側は町道になりまして、北側は申請人、所有地でございます。

そこを一体化するために、土地の北側にはお兄さんの所有する土地が宅地となっております、雨水も問題ないかなと思っております。

南側、西側はブロックが積まれており、土砂の流出等はないということでございます。

資金については、現状そのまま利用するため、資金は発生しないということでございます。

申請地を管理している水利組合、土地改良区等はございませんということでございます。

区画整備事業に移管された土地で、地目は田ですが、換地等により農地として利用はできない土地であったため、始末書を添付しておりますということで、先ほど説明いたしました始末書の内容でございます。以上でございます。すみません。顛末書の間違いでした。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画区域で、用途区域が商業地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地となります。

今回の転用は、申請者が所有する隣接の雑種地と一体として、駐車場が10台分の露天駐車場とするため、申請をされております。

宮崎市の不動産業者へ、賃借人の募集を委託するということです。

49ページから51ページのそれぞれの図に、申請地の位置を示しております。

51ページを見てもらうと、農地の部分は太い線で囲んでおります。一緒に駐車場とする部分は、点線で囲っております。こういう位置関係になっております。

52ページは、土地利用計画図です。

道路からは出入口が1か所作って、10台分駐められるというような形で区割りをされます。

すみません、幸妻委員が資金はないということと言われたのですが、草刈と区割りを自己資金で行うと申請書に書かれておりまして、金融機関の通帳の写しが添付されており、資金については問題ないと考えます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号7、議案第9号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の取消について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、53ページをお開きください。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか7筆 計8,341㎡

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

こちらの取消し理由につきましては、令和6年12月26日開催の、令和6年第12回高鍋町農業委員会総会にて承認を受けた案件になりますが、移転時期であります令和7年1月30日より以前に、譲渡人である〇〇〇〇さんがお亡くなりになったことに伴い、本案件を取消すものです。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

はい、どうぞ2番。

[2番]

その場合どうなるのですか。

[事務局]

また出た案件で、あげるということになります。

[2 番]

改めて。

[事務局]

相続人の名義人がじゃないと、所有者が〇〇〇〇さんか〇〇〇〇さんか、誰か生きている人からしか移せないなので、一旦取消しということになります。

[議長]

はい、そのほか何かございませんか。

[3 番]

これは今、〇〇〇〇さんが作っているのですか。

[事務局]

そうです。耕作はずっとされています。

[3 番]

取消しは、本人の同意も得ているのですか。

[事務局]

取消し理由は、両者に御報告の上、また然るべき手続きの後に売買になりますというお話を、両者にしています。

[議長]

そのほか質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり取消しすることに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり取消しすることに決定いたしました。

日程番号 8、議案第 10 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

所有権移転です。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。54 ページをお開きください。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 1, 107 m²

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

担当推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番、説明いたします。

強化法による所有権移転です。

〇〇〇〇さんから、振興公社が行う特例事業で、即売りタイプによる農地売買事業での所有権移転です。

〇〇〇〇さん所有の農地を振興公社が買入れ、公社から〇〇〇〇さんに売渡しいたします。

議案番号 3 で説明いたします。

買入れ価格は〇〇〇〇円で、3 月 21 日までに買入れます。

現地は、10 号線の〇〇、〇〇の間の町道を約 150 m 進みます。十字路の道端のところにこの田があります。

きれいに耕運されていました。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので採決いたします。

本件、原案のとおり決定することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 1, 596 m²

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

担当推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番、説明いたします。

強化法による所有権移転です。

〇〇〇〇さんから、振興公社が行う特例事業で、即売りタイプによる農地売買での所有権移転です。

〇〇〇〇さん所有の農地を振興公社が買入れ、公社から〇〇〇〇さんに売渡しいたします。

買入れ価格は〇〇〇〇円で、3 月 21 日に買入れます。

1 番の今さっき説明いたしました田と、〇〇〇〇さんの田は合体されている田になります。

現地は、さっき説明したとおりでございます。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり決定することに、賛成委員の挙手を求めます。
挙手全員と認めます。
よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
田 ほか1筆 計2, 703㎡
譲渡人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
譲受人 〇〇〇〇

担当推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい、説明いたします。

強化法による所有権移転です。

振興公社が行う特例事業、即売りタイプによる農地売買事業での所有権移転です。

公社が、先ほど言いました〇〇〇〇さんから買入れた農地について、〇〇〇〇さんに売渡すものです。

〇〇〇〇さんは、水稻、甘藷などを生産されている認定農業者です。

現地は、先ほど1番、2番で説明したので、省きたいと思います。

売渡し価格は〇〇〇〇円で、〇〇〇〇さんが4月21日までに公社に振込むことになっています。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。
本件、原案のとおり決定することに、賛成委員の挙手を求めます。
挙手全員と認めます。
よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

4 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

4 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 3, 383 m²
譲渡人 〇〇〇〇
譲受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

担当推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、振興公社が行う特例事業で、分割タイプによる農地売買等事業での所有権移転です。

〇〇〇〇さん所有の農地を振興公社が買入れ、分割契約して〇〇〇〇が購入するものです。

買入れ価格は〇〇〇〇円で、3 月 2 1 日に買入れます。

現地は〇〇にあります。〇〇線を〇〇方面に進みます。〇〇の手前の右に入る農道を下りますと、左側にこの田があります。

きれいに耕運されていました。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。
本件、原案のとおり決定することに、賛成委員の挙手を求めます。
挙手全員と認めます。
よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

5 番の案件について、事務局より説明をお願いします。

[事務局]

5 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 8 3 7 m²
譲渡人 〇〇〇〇
譲受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

担当推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、振興公社が行う特例事業での、分割タイプによる農地売買等事業での所有権移転です。

〇〇〇〇さん所有の農地を振興公社が買入れ、分割契約にて〇〇〇〇が購入するものです。

買入れ価格は〇〇〇〇円で、3 月 2 1 日に買入れます。

現地は〇〇にあります。〇〇の手前を右に入り、農道を下りますと現地があります。

きれいに耕運されておりました。

先ほどの、〇〇〇〇さんの農地と、〇〇〇〇さんの農地に挟まれた農地が、〇〇〇〇の農地となっており、合体して使われるようです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり決定することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

6 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

6 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 2, 202㎡

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

担当推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

はい。6 番、説明いたします。

強化法での所有権移転です。

振興公社が行う特例事業分割タイプによる、農地売買等事業での所有権移転です。

〇〇〇〇さん所有の農地を振興公社が買入れ、分割契約にて〇〇〇〇が購入するものです。

購入価格は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりましたが、御意見、御質問はございま

せんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり決定することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

日程番号 9、議案第 11 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。

利用権設定です。

1 番の案件につきましては、受け人が、久保田伸博推進委員本人である案件でありますので、高鍋町農業委員会会議規則第 11 条の規定により、久保田伸博推進委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

久保田伸博推進委員は、退室をお願いします。

【久保田伸博推進委員 退室】

それでは、1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、57 ページをお開きください。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番*

田 ほか1筆 計1, 580 m²

渡し人 〇〇〇〇 ほか1名

受け人 〇〇〇〇

担当の委員より御説明お願いいたします。

[議長]

3 番。

[3 番]

はい、説明させていただきます。

57 ページの1 番になります。

公社を経由した〇〇〇〇さん、共有名義なのですが、もう1 人は兄弟じゃないだろうかという話なのですが、相続による〇〇〇〇さんが代表者で、ほか1 名ということで、農業委員会に出されているようです。

場所は、字〇〇というところで、10 号線にある〇〇から、東に300 m ぐらい行ったところで、民家を1 軒挟んで北と南に1 筆ずつ現地があります。

現地は、飼料稲を収穫した後で、耕運がされておりました。

契約期間は令和7 年4 月1 日から令和12 年3 月31 日までの5 か年間で、賃料は10 a 当たり〇〇〇〇円ということでございます。以上で説明を終わります。

[議長]

事務局、担当委員の説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

久保田伸博推進委員は、席へお戻りください。

【久保田伸博推進委員 入室】

それでは、次の2 番から40 番まで39 件の案件について、順次、説明を行った後に一括して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行った後に一括して採決することといたします。

2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
田 ほか1筆 計1, 457 m²
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、農地中間による利用権設定です。

賃貸借契約です。

〇〇〇〇さんは、水稻、白菜、キャベツを生産される認定農業者です。

現地は、〇〇にあります。

〇〇の〇〇の前の道を、10号線の方へ50mぐらい進みますと、大きな排水路があります。その排水路脇の農道をちょっと行ったところに、T字路がありまして、その2筆目、3筆目が合体した田があります。

きれいに耕運されておりました。

賃料は10a当たり〇〇〇〇円で、期間は1年間だということです。以上です。

[議長]

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
田 4, 136 m²
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明します。

今から長くなりますので、よろしくお願いします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、公社から農地中間管理機構を使っ
ての利用権貸借です。

申請地は、〇〇から西へ 3 0 0 m ほど行き、右へ農道を 5 0 m ほど行った左
側にあります。

現状は、きれいに耕運されていました。

資料では 1 筆になっていますが、段差があるため 2 筆の状態になっていま
した。

〇〇〇〇さんは、水稻を栽培される認定農業者です。

期間は 5 年で、賃借料は 1 0 a 当たり 〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

4 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

4 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇***番

田 8 6 2 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明します。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、公社から農地中間管理機構を使つての利用権貸借です。

申請地は、〇〇の県道信号の交差点を〇〇方面に 5 0 m ほど上がると、左に下りる農道がございます。そこを 1 0 0 m ほど行った右側に、申請地がございます。

きれいに耕運されていました。

〇〇〇〇さんは、ハウスキュウリなど早期水稻を栽培される農業従事者でございます。

期間は 3 年で、賃借料は 1 0 a 当たり 1 0 0 k g です。以上です。

[議長]

5 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

5 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇***番*

田 8 6 4 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明します。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、公社から農地中間管理機構を使つての利用権貸借です。

申請地は、〇〇の信号交差点すぐ南側の左側でございます。

現状は、きれいに耕運されていました。

〇〇〇〇さんは、水稻を栽培される農業従事者でございます。
期間は5年で、賃借料は10a当たり10kgだそうです。以上です。

[議長]

6番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇***番
田 ほか11筆 計6,402㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明します。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、公社から農地中間管理機構を使っでの
利用権貸借です。

申請地は、〇〇県道信号交差点、北側周辺に12筆ともございます。

現状は、きれいに耕運されていました。

〇〇〇〇さんは、水稻を中心に白菜、キャベツなどを栽培される認定農業者
です。

期間は10年で、賃借料10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

7番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

7 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇***番*
田 ほか3筆 計1, 882 m²
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

1番、説明します。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、公社から農地中間管理機構を使っ
ての利用権貸借です。

申請地は、〇〇の県道信号交差点を東へ100mほど行って、北へ農道を進
むと、昔、〇〇がございまして、その跡地のすぐ東側に〇〇がございま
す。すぐその南側にございます。

現状は、きれいに耕運されていまして。

〇〇〇〇さんの詳細は省きます。

期間は10年で、10a当たり賃借料が〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

8番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

8 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇***番
田 ほか2筆 計2, 660 m²
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明します。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、公社から農地中間管理機構を使っ
ての利用権貸借です。

申請地、〇〇の***番は、先ほど説明したすぐ横にあります。

残りの2筆は、〇〇が流れている、〇〇橋というところがあるの
ですけど、そこをすぐ北側の堤防下側にあります。

〇〇〇〇さんの詳細は省きます。

期間は10年で、10aあたりは玄米で〇〇kgだそうです。以上です。

[議長]

9 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

9 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇***番

田 ほか1筆 計1,349㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明します。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、公社から中間管理機構を使っ
ての利用権貸借です。

申請地は、先ほど説明した〇〇の***番から、南へ50mほど行ったとこ

ろにあります。

現状は、きれいに耕運されていました。

〇〇〇〇さんの詳細は省きます。

期間は10年で、賃借料はございません。以上です。

[議長]

10番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

10番 農地の所在 大字〇〇字〇〇***番

田 988㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明します。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、公社から農地中間管理機構を使っでの
利用権貸借です。

申請地は、先ほど説明したところから、東へ40m行ったところにございま
す。

現状は、きれいに耕運されていました。

〇〇〇〇さんは、ハウスズッキーニ、水稻などを栽培される農業従事者で
す。

期間は5年で、10a当たりの賃借料は粃で〇〇kgです。以上です。

[議長]

11番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

1 1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇***番

田 1, 0 1 0 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明します。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、公社から農地中間管理機構を使っ
ての利用権貸借です。

申請地は、先ほど説明したところから、西へ 5 0 m ほど行ったところ
にございます。

きれいに耕運されていました。

〇〇〇〇さんは、お父さんと〇〇を育てている、親子間での認定農
業者でもございます。

期間は 5 年で、1 0 a 当たりの賃借料は 1 0 0 k g だそうです。以上
です。

[議長]

1 2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

1 2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇***番

田 ほか 1 筆 計 1, 1 7 4 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明します。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、公社から農地中間管理機構を使つての利用権貸借です。

申請地は、〇〇の県道信号交差点を、東へ100mほど行った北側と南側にございます。

2筆ともきれいに耕運されてきました。

〇〇〇〇さんの詳細は省きます。

期間は10年で、10a当たりの賃借料は玄米で〇〇kgです。以上です。

[議長]

13番の案件について、説明をお願いします。

[事務局]

13番 農地の所在 大字〇〇字〇〇***番

田 ほか2筆 計2,242㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明します。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、公社から農地中間管理機構を使つての

利用権貸借です。

申請地は、県道の〇〇と〇〇の堤防になるところ辺の境になるのですが、そこから左に農道へ下りるところがございます。下りてすぐ左側でございます。

そこは、牛の餌の、えん麦が植えてありました。

もう少し説明しますと、そのえん麦は、〇〇〇〇さんが刈り取って牛の餌にしているということでした。

詳しくは聞いていませんけど、その後3月から早期水稻を〇〇〇〇さんが植えるということを聞いております。

今回えん麦を植えるというのが、〇〇〇〇さんとの案件で出てきますが、そういうことで話を御了承いただければと思っております。

〇〇〇〇さんは、ハウスズッキーニ、早期水稻などを栽培される農業従事者です。

期間は5年で、賃借料は10a当たり粍で〇〇kgだそうです。以上です。

[議長]

14番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

14番 農地の所在 大字〇〇字〇〇***番

田 645㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明します。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、公社から農地中間管理機構を使っ

利用権貸借です。

申請地は、先ほど説明したところの、1枚田んぼを挟んだすぐ横にありました。

きれいに耕運されていました。

〇〇〇〇さんの詳細は省きます。

期間は10年で、10a当たりの賃借料は〇〇〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

15番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

15番 農地の所在 大字〇〇字〇〇***番*

田 ほか1筆 計1,432㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明します。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、公社から農地中間管理機構を使っでの利用権貸借です。

申請地は、先ほど説明したところから、東へ行ったところが〇〇***番*で、現状は少し枯れ草が生えていました。

次に***番*は、〇〇〇〇さんの〇〇があるのですが、そこから西へ40mほど行ったところにございます。

現状は、牛の餌の、えん麦が植えてありました。

〇〇〇〇さんの詳細は省きます。

期間は5年で、10a当たりの賃借料は粍で〇〇kgです。以上です。

[議長]

16番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

16番 農地の所在 大字〇〇字〇〇***番*

田 ほか3筆 計2,434㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい、1番。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、公社から農地中間管理機構を使っ
ての利用権貸借です。

申請地、〇〇の2筆は、県道沿いの〇〇、〇〇の境の左側下の農道を下り
た、すぐ右側に2筆あります。

また残りの〇〇2筆は、〇〇の前の道路を右へ300mほど行くと、〇〇方
面と県道に上る三差路に当たります。そこを50mぐらい直線に行ったところ
に2筆はございます。

4筆とも、えん麦が植えてありました。

〇〇〇〇さんの詳細は省きます。

期間は5年で、10a当たりの賃借料は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

17番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

17番 農地の所在 大字〇〇字〇〇***番*

田 ほか1筆 計981㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明します。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、公社から農地中間管理機構を使っ
ての利用権貸借です。

申請地は、〇〇〇〇さんの〇〇から、北へ200mほど行ったところにご
ざいます。

きれいに耕運されていました。

〇〇〇〇さんは、ハウスズッキーニ、水稻などを栽培される農業従事者
でございます。

期間は5年で、10a当たりの賃借料はございません。以上です。

[議長]

18番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

18番 農地の所在 大字〇〇字〇〇***番*

田 ほか3筆 計2,557㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、公社から農地中間管理機構を使っ
ての利用権貸借です。

申請地は、これも〇〇〇〇さんの〇〇の北側周辺に、4 筆ともございます。

ここもきれいに耕運されていました。

〇〇〇〇さんの詳細は、先ほど言ったので省かせていただきます。

期間は5年で、賃借料は10a 当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

19 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

19 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇***番*

田 ほか1筆 計1,959㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、公社から農地中間管理機構を使っ
ての利用権貸借です。

申請地は、ここも〇〇〇〇さんの〇〇から、北へ150mで左に30mほど
行った、堤防沿いの農地になります。

現状は、きれいに耕運されていました。

〇〇〇〇さんの詳細は省きます。

期間は10年で、10a当たりの賃借料は粍で〇〇kgだそうです。以上です。

[議長]

20番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

20番 農地の所在 大字〇〇字〇〇***番

田 ほか2筆 計1,733㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、公社から農地中間管理機構を使っでの利用権貸借です。

申請地、〇〇の***番は、〇〇〇〇さんの〇〇から100mほど北へ行ったところにあります。

現状は、〇〇〇〇さんがハウスを建てて、稲の苗とかズッキーニの苗を作ります。

残りの2筆は、〇〇から右へ300mほど行った、県道方面に上がる途中の左側にあります。

きれいに耕運されていました。

〇〇〇〇さんの詳細は省きます。

期間は5年で、賃借料は10a当たり粍で〇〇kgだそうです。以上です。

[議長]

2 1 番の案件について、事務局より説明をお願いします。

[事務局]

2 1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇***番*

田 ほか3筆 計2, 2 1 3 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明します。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、公社から農地中間管理機構を使っでの
利用権貸借です。

申請地は〇〇の3筆が、〇〇〇〇さんの〇〇から東へ5 0 mほど行ったところ
にあります。

きれいに耕運されていました。

〇〇〇〇さんは、白菜、キャベツ、水稻などを栽培する認定農業者です。

期間は5年で、1 0 a 当たりの賃借料は粃で〇〇 k g です。

すみません、〇〇のところがありません。これ省略していいですか、ちょ
っと分かりません。

多分きれいに耕運されたと思います。

[議長]

2 2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2 2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇***番*

田 ほか4筆 計1, 975 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明します。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、公社から農地中間管理機構を使っ
ての利用権貸借です。

申請地は、〇〇〇〇さん〇〇の北側周辺にあります。

きれいに耕運されていました。

〇〇〇〇さんの詳細は省きます。

期間は5年で、10a当たりの賃借料は100k g だそうです。以上で
す。

[議長]

23番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2 3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇***番*

田 1, 021 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明します。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、公社から農地中間管理機構を使っ
ての利用権貸借です。

申請地は、〇〇〇〇さんの〇〇から東へ 30 m ほど行ったところにあ
ります。

きれいに耕運されていました。

〇〇〇〇さんの詳細は省きます。

期間は 5 年で、10 a 当たりの賃借料は 100 kg です。以上です。

[議長]

24 番の案件について、事務局より説明をお願いします。

[事務局]

24 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇***番*

田 ほか 1 筆 計 1,548 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明します。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、公社から農地中間管理機構を使っ
ての利用権貸借です。

申請地は、〇〇〇〇さんの〇〇からすぐ西側と、道路挟んでの南側にござい

ます。

きれいに耕運されていました。

〇〇〇〇さんの詳細は省きます。

期間は10年で、賃借料は10a当たり玄米で〇〇kgだそうです。

[議長]

25番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

25番 農地の所在 大字〇〇字〇〇***番

畑 ほか2筆 計3,178㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、公社から農地中間管理機構を使っでの
利用権貸借です。

申請地は、〇〇の裏側になるのですが、20mほど行くと〇〇〇〇さん
の家がございます。そこから80mほど堤防沿いを進むと、〇〇の2筆です。

****番*と****番*になります。

〇〇の***番は、そこらか東斜め隣になります。

3筆ともきれいに耕運されていました。

〇〇〇〇さんは、〇〇の畜産業を中心とする農業従事者でございます。

期間は5年で、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

26番の案件について、議案の説明をお願いします。

[事務局]

26番 農地の所在 大字〇〇字〇〇***番*

畑 753㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明します。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、公社から農地中間管理機構を使っでの
利用権貸借です。

申請地は、先ほど説明した〇〇のすぐ南側にございました。

きれいに耕運されていました。

〇〇〇〇さんの詳細は省きます。

期間は5年で、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円だそうです。

[議長]

27番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

27番 農地の所在 大字〇〇字〇〇***番

畑 1,213㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、公社から農地中間管理機構を使っ
ての利用権貸借です。

申請地は、先ほど説明したところから、東へ 60 m ほど行ったところ
にございました。

きれいに耕運されておりました。

〇〇〇〇さんの詳細は省きます。

期間は 5 年で、10 a 当たりの賃借料はありません。以上です。

[議長]

28 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

28 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇***番*

田 ほか 2 筆 計 819 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、公社から農地中間管理機構を使っ
ての

利用権貸借です。

申請地は、〇〇から右へ120mほど行って、そこから左に農道がございます。20mほど行ったところの左側にございました。

きれいに耕運されていました。

〇〇〇〇さんの詳細は省きます。

期間は5年で、10a当たりの賃借料は粍で〇〇kgだそうです。以上です。

[議長]

29番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

29番 農地の所在 大字〇〇字〇〇***番
田 ほか1筆 計1,070㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明します。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、公社から農地中間管理機構を使っでの利用権貸借です。

申請地は、〇〇から前の道路を右へ300mほど行ったら、三差路がございます。その排水路を挟んで真ん前になります。

現状は、えん麦が植えてありました。

〇〇〇〇さんの詳細は省かせていただきます。

期間は10年で、10a当たりの賃借料は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

30番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

30番 農地の所在 大字〇〇字〇〇***番
田 ほか2筆 計2,034㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明します。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、公社から農地中間管理機構を使っでの
利用権貸借です。

申請地は、先ほど説明したところから、すぐ東側に2筆とも並んでありまし
た。

きれいに耕運されていました。

〇〇〇〇さんの詳細は省きます。

期間は5年で、10a当たりの賃借料は粍で〇〇kgだそうです。以上で
す。

[議長]

31番の案件について、事務局の説明をお願いします。

[事務局]

3 1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇***番

田 4 6 6 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明します。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、公社から農地中間管理機構を使っ
ての利用権貸借です。

申請地は、先ほど説明したすぐ東側にございました。

ここもえん麦が植えてありました。

〇〇〇〇さんの詳細は省きます。

期間は5年で、1 0 a 当たりの賃借料は100k g だそうです。以上で
す。

[議長]

3 2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

3 2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇***番

田 ほか1筆 計1, 1 3 4 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、公社から農地中間管理機構を使っ
ての利用権貸借です。

申請地は、〇〇の***番で先ほど説明したところから東にございます。

〇〇の***番は、そのところから反対の西の方に、20 m ほど行ったところの南側にございました。

2 筆とも、えん麦が植えてありました。

〇〇〇〇さんの詳細は省きます。

期間は5年で、賃借料は粃で〇〇kg だそうです。以上です。

[議長]

33 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

33 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇***番

田 770 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明します。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、公社から農地中間管理機構を使っ
ての利用権貸借です。

申請地は、先ほど説明した〇〇の***番の斜め西隣にあります。
きれいに耕運されていました。
〇〇〇〇さんの詳細は省きます。
期間は5年で、10a当たりの賃借料は粃で〇〇kgだそうです。以上です。

[議長]

34番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

34番 農地の所在 大字〇〇字〇〇***番
田 817㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明します。
〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、公社から農地中間管理機構を使っ
ての利用権貸借です。
申請地は、先ほど説明したすぐ東隣になります。
きれいに耕運されていました。
〇〇〇〇さんの詳細は省きます。
期間は5年で、10a当たりの賃借料は粃で〇〇kgだそうです。

[議長]

35番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

35番 農地の所在 大字〇〇字〇〇***番*
田 ほか1筆 計1,061㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明します。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、公社から農地中間管理機構を使っ
ての利用権貸借です。

こちらは、未相続農地になっております。

申請地は〇〇の***番、先ほど説明したところから、西へ20mほど行
った南側でございます。

もう1筆の〇〇の***番*は、そこから西へ1枚、田んぼを挟んだところ
にございました。

2筆とも、きれいに耕運されていました。

〇〇〇〇さんは、〇〇を中心に水稻など栽培される農業従事者です。

期間は5年で、賃借料はございません。

[議長]

36番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

36番 農地の所在 大字〇〇字〇〇***番*
田 ほか2筆 計994㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明します。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、公社から農地中間管理機構を使つての利用権貸借です。

こちらも、未相続農地になっております。

申請地は、先ほど説明した〇〇の***番*のすぐ東側でございます。

残り 2 筆は、今の説明したところから 4 0 m ほど南側にございました。

きれいに耕運されていまして。

〇〇〇〇さんの詳細は省かせていただきます。

期間は 5 年で、1 0 a 当たりの賃借料は収で〇〇 k g だそうです。以上です。

[議長]

3 7 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

3 7 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇***番*

田 1 7 0 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、公社から農地中間管理機構を使っ
ての利用権貸借です。

こちら、未相続農地でございます。

申請地は、2 つ前の説明になるのですが、〇〇の***番*のすぐ北
側でございます。

きれいに耕運されていまして。

〇〇〇〇さんの詳細は省かせていただきます。

期間は5年で、賃借料はございません。以上です。

[議長]

3 8 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

3 8 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 ほか1筆 計1, 1 2 5 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、公社から農地中間管理機構を使っ
ての利用権貸借です。

申請地は、〇〇南側の県道を東へ5 0 mほど行き、田んぼがあるのですけ
ども、そこを直線で行くと2 0 mほどの北側でございます。

〇〇****番は、今言ったところの斜め東の方にございました。

2筆ともきれいに耕運されていました。

〇〇〇〇さんは、白菜、キャベツ、水稻などを栽培される農業従事者でございます。

期間は5年で、10a当たりの賃借料が〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

39番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

39番 農地の所在 大字〇〇字〇〇***番*

田 ほか1筆 計1,569㎡

渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明いたします。

農業振興公社と〇〇〇〇さんの、農地中間管理機構を利用した期間の満了のため、再度契約をするものです。

申請地は、〇〇〇〇さんの〇〇から、東へ80mほど行ったところの2筆です。

2筆ともきれいに耕運されていました。

〇〇〇〇さんの詳細は省かせていただきます。

期間は5年で、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

40番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

40番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番**

畑 3, 131m²

渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

はい。5番、説明いたします。

公社から〇〇〇〇さんへの、農地中間による利用権設定です。

農地の所有者の〇〇〇〇さんと、公社との契約は、令和2年から12年まで継続中なのですが、今回は、公社と〇〇〇〇さんとの賃借契約は、令和7年3月で終期を迎えるため、継続契約を結ぶものです。

〇〇〇〇さんは主に、にんじん、じゃがいも、甘藷などを生産する認定農業者です。

農地の場所が、〇〇から北の方に進み、〇〇を左折し、400mぐらい行ったハウスの隣にある3反の畑で、畑はきれいに耕運されておりました。

反当たり〇〇〇〇円で、期間は3年間です。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

[2番]

はい。

[議長]

はい、どうぞ。

[2 番]

宮越推進委員、大変お疲れのところ、賃貸料が粃の契約が非常に多かったのですけども、粃は1 k g 当たり、いくらで大体換算したらよろしいでしょうか。分かっていたら教えてください。

[推進委員 1 番]

私の方では分かっておりませんが、見た感じ〇〇 k g とか〇〇 k g とか、ここ最近ではちょっと多いのかなと、それは橋口昌央委員が多分指摘するのではないかなと、考えていたのですけども。

数名の〇〇の〇 B の方に聞いたのですけども、昔からの流れで k g いくらかではなく、私たちも借りている側だから、双方がいいような感じで借入れをする形です。

自分も確認をとりました。〇〇 k g は相当払いますよね。みたいな感じで思ったのですけども。

[2 番]

今の米の単価でいくと。

[推進委員 1 番]

はい、それも言ったのですけども、昔からの流れだからという言葉が一番強くて。私たちも借りている身だから、どうのこうのというような。

農業委員をしていると、そういったのがいろいろと見えるので、自分もちょっと大丈夫ですか、みたいな話もしたのですけども、本人はそんなに難しく考えていないようで、再契約をする感じではございました。

[2 番]

現金とも合わせているのでしょうか。

[推進委員 1 番]

そうですね。現金の方も、〇〇〇〇さんも〇〇〇〇円とかいった価格もあったのですけど、一番最後の〇〇〇〇さんも10 a 当たり〇〇〇〇円とかいうものもあるし、これもいつも言うのですけども、お互いが決めることなので、私た

ちがとやかく言うものでもないのかな、という感じはありますけども、一応 2、3 人に訪ねたところ、「そのままでいいとよ」みたいな感じの、雰囲気でお話を聞きましたので、お互いが了解得ればいいのではないかなと思っております。以上です。

〔議長〕

はい、どうぞ。

〔事務局〕

今の件に関してになるのですが、次の議案の中で一番最後の資料を見ていただくと、下から 3 行目に、靱の金額の判断の方法が載っています。

これが毎年の実際の平均で、靱が 30kg 当たり 8,200 円で判断して、金額になおしてあります。

先ほどの実際の賃借料につきましては、お互いが納得する金額がそれぞれ出ているので、現金でもかなりお互い様でなっているように、昔の流れを踏まえたままというところが多いようです。

補足になりますけど、事務局の説明で、字名が小丸（こまる）と言っています。これは間違いではなくて、川から向こうは小丸（おまる）ではなくて小丸（こまる）になりますので、どこか頭の片隅でも置いてもらえれば。川からこちら側の小字は、小丸出口（おまるでぐち）とか、小丸上（おまるかみ）とかありますけど、川から向こうは小丸（こまる）ですので、間違いではありませんので、一応伝えておきます。以上です。

〔議長〕

そのほか、何か質問等はございませんか。

案件が長くなりましたけど、その中で質問等はないでしょうか。

はい、1 番。

〔1 番〕

また先ほどの件に戻ってしまうのですが、今回、宮越推進委員がこれだけの案件を述べるのは、調査するのも、ここで発表するのも大変な作業ですので、同じ令和 7 年の 4 月で始まるからということで、あがってくるのだらうと思い

ますが、このあたりをうまく調整できるように、1人の負担があまりないような方法で、できないものかと私は思います。

〔事務局〕

議案に関わることではないような、微妙なところですけど、一応、状況的には十分そういうのがあり、以前の総会でも出ているようです。

特にあっせんでもそうですし、転用についても、以前は上野委員の担当地域のところが多かったと思います。それで4条、5条については、それぞれ順番制で担当地区では無くしています。

ただ、賃貸借についてとなると、順番で全部に当ててしまうと、地域の状況がわからない状態なので、どうしてもしょうがないというのが1つと、もう1つは4、5年前に、時期作で契約された方がいらっしゃると思いますけど、その案件も近々、多分ごっそり上がってくると思います。

もし分けるとすれば、推進委員と委員の方で分割してするのか。

今回の宮越推進委員にも、2、3日前に資料を先に渡して見ていただき、なんとか了解いただいて、頑張っていたいて助かりましたけど、確かに今後こういう形で固まって出る可能性が、地域によっては大いにあるのではないかと考えています。

〔5番〕

そういう流れでいくと、タブレット導入とかいう件は、もう流れてしまったのですか。

地図だけでも参照すると、説明が短くなるかなと思うのですが。

〔事務局〕

一応、次年度、7年度に8台は導入する予定で、来週月曜日からの議会に上程して予算要求します。

夏ぐらいまでには導入する予定にしていますので、使用の仕方とかで皆さんに来ていただいて、勉強していただくことになりますので、御了承ください。

〔3番〕

場所が必要なのですかね。

[事務局]

簡単な説明で、どこの地区の辺りというところで。

今回の宮越推進委員も、公民館の前辺りからというような、簡単に説明していただくことでいいという話をしています。

[3 番]

我々が説明するときも、東へ何百mとか。

[事務局]

あまり細かいのは必要ないです。何か目印になる公民館とか、そういうものでいいです。全く分からなかったら、そこでまた質問が出ると思います。

[推進委員 1 番]

何筆かあれば、その周辺でが通用するけど、1 筆だけとなると細かい説明が必要になってくるので。

[事務局]

タブレットがそれぞれ全員に渡るようになれば、言われるように繋がっていくと思います。

今回のタブレットは、町だけではなく国のシステムにも繋がるので、資料についても議案集はなくなり、タブレットを見ながらになると思います。

[議長]

そのほか、何か質問等はないでしょうか。

それでは、質問もないようですので採決いたします。

2 番から 40 番まで 39 件の案件について、一括して採決することといたします。

2 番から 40 番まで 39 件の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、2 番から 40 番まで 39 件の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号 10、議案第 12 号「農地の賃借料情報提供について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、74 ページをお開きください。

議案第 12 号「農地の賃借料情報提供について」です。

農地の賃借料情報提供につきましては、農地法第 52 条に基づき情報提供を行うもので、昨年 1 月から 12 月までの、農業経営基盤強化促進法と公社を介した賃借料を集計したものでございます。

農地法第 3 条の許可による賃貸借契約はございませんでした。

樹園の部につきましては、賃貸借契約が 2 件しかございませんでしたので、平均額、最高額、最低額については記載しておりません。

また、ハウス施設の部につきましては、賃貸借契約はございませんでした。

総会で承認されましたら、町のホームページの掲載を考えております。簡単ですが、以上で説明を終わります。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

[3 番]

米は入っているのですか。

[事務局]

米は下に書いてある粳 30kg で、8,200 円計算で換算して入れています。

例えば、面積の広い人、狭い人それぞれの平均を出しての平均ではなく、面積を全部足していった総体の中で割り戻したものになるので、狭い広いから単価が寄っているところが、平均に上がっているとかではないです。

あくまでも、52 条で情報提供しないといけないというのがあって、実際の結果はこうでしたよという情報開示しているだけなので、これに基づいて価格を決めていきなさいというものとは違います。

[3 番]

でも、これが一応参考になりますよね。

[事務局]

それは確かにそうですね。そのために情報開示していきなさいということです。

先月あった農作業料金も一応目安で、あとは相対で決めてくださいというのと一緒です。

[推進委員 1 番]

農業委員、推進委員も聞かれたときは、この平均金額を言っているのですか。

[推進委員 8 番]

あくまでも情報提供ですよね。

[1 番]

あくまでも、貸す人と借りる人との問題ではあるのですが、ここを重視してお互いが主張し続けるというか。

[推進委員 8 番]

高鍋町内の地域によっても違いますよね。

[2 番]

うちも地域で決まっています。

[議長]

継続して借りているところは、なかなか下げ切らないです。だから更新の時に、単価も下がってきていると言うけど、繋がりがあって継続でいかれるというのがあると思います。

[事務局]

契約更新の時に、金額を下げて欲しいという相談はあります。

うちの職員が話をつないで、交渉をする方もいます。

[2 番]

昔、葉たばこ生産者と芝が、畑を奪い合うのに賃料を釣り上げていった経緯があります。それが今でも残っていて、今、葉たばこは廃作になり、芝も廃れて、でもその契約書の金額で貸している人は、頭の中にその金額が入っているから続けています。

時代に乗っ取って行かないといけませんね。

[議長]

いろいろな意見もありましたが、両者が納得されるようにお願いしたいです。

それでは、みんな意見もありますけども、ここで採決したいと思います。

本件、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

はい、挙手全員と認めます。

よって本件は、原案とおり承認することに決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これをもちまして、令和7年第2回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

(閉会 1 6 時 0 3 分)